

新たな制度です。魚沼市内に住んで働きませんか。

平成 28 年度版

若者のUIターンを応援します。10万円の就職奨励金を支給！！

魚沼市UIターン若者定住就職奨励金

魚沼市では雇用の安定確保及び若者の移住・定住を促進し、活力あるまちづくりの推進に寄与することを目的に、平成28年度よりUIターンによって市内に居住し、市内事業所等に就職された方に奨励金を交付します。(一定の条件があります。)

● 対象者

- ・ 魚沼市外に1年以上居住されていた者。
- ・ 平成28年2月1日以降に魚沼市に移住し、転入日において年齢が45歳未満の者
(住民票又は学生等で住所を異動しなかった方は、市外居住1年以上を把握できる書類で確認します。)
- ・ 平成28年4月1日以降に市内事業所に正社員として就職し、6ヶ月以上継続して雇用されている者
- ・ 未永く魚沼市の住民として定住する意欲のある者
- ・ 就職先の事業主の2親等以内の親族でないこと。

申請をお待ちしてま〜す。

● 対象事業所

次のいずれかに該当する事業主が運営する市内事業所に就職していること。(公共的団体等を除く。)

- ・ 中小企業基本法に規定する中小企業者
- ・ 中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合及び企業組合
- ・ 社会福祉法に規定する社会福祉法人
- ・ 医療法の規定に基づき開設した病院又は診療所を運営する医療法人又は個人(市外においても病院又は診療所を運営しているものを除く。)
- ・ 学校教育法の規定に基づき設置した幼稚園、高等学校、大学又は専修学校を運営する学校法人
- ・ その他市長が認める事業所

※対象外事業所等(上記に該当しない事業所)

公務を行っている事業所または公務員、J A、金融・保険業、電気・ガス・熱供給業、水道業、郵便局、農事組合法人、政治・経済・文化団体、宗教、森林組合、生産森林組合、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、NPO法人 等

● 奨励金の額 1人につき10万円 1回限りとする。

● 必要書類 (申請書類は魚沼市ホームページからダウンロードまたは下記まで連絡ください。)

- ・ 魚沼市UIターン若者定住就職奨励金交付申請書(第1号様式) ~ 交付決定後に請求書を提出
- ・ 住民票又は市外居住1年以上を把握できる書類
- ・ 従業員証明書又は雇用証明書若しくはこれらに相当する事業主等の証明書類
- ・ 卒業証明書等

● その他

- ・ 奨励金の交付を受けた方を対象に年一回意見交換会等を開催します。

申請・問合せ 魚沼市商工観光課商工振興室 TEL:025-792-9753 FAX: 025-793-1016

E-Mail: shoko@city.uonuma.niigata.jp

1. 転入日

平成 28 年 2 月 1 日以降に魚沼市に転入 (年齢 45 歳未満)

- ・魚沼市以外に 1 年以上居住していた者

(住民票を異動していない場合は、市外に居住していたことがわかる書類が必要)

2. 就職日

平成 28 年 4 月 1 日以降に市内事業所に就職した者 (対象事業所の範囲あり)

- ・転入してから 1 年以内に市内事業所に就職する必要があります。

3. 奨励金申請日

就職してから 6 ヶ月以上経過することで申請することができます。(H28. 4. 1 就職日であれば申請できるのは H28. 10. 1 以降であれば申請できます。)

提出書類 ①交付申請書

②住民票又は市外に1年以上居住したことを把握できる書類

③在職証明書又は雇用証明書若しくはこれらに相当する事業主等の証明書類

④必要に応じて卒業証明書等

4. 若者定着情報交換交流会

奨励金を受けた方は、年度末 (3 月) に情報交換交流会を開催します。

5. その他

この奨励金は 3 年間の事業で、その後見直しを行います。

市外に転出した場合は、返還を求める場合があります。

一人一回のみの交付となります。